

## 提訴の趣旨説明(第1回口頭弁論)

平成17年11月10日 原告代理人 弁護士 藤岡 毅  
本件概要は訴状記載のとおりである。

被告大田区は身体障害者福祉法に基づく移動介護支援費支給に関し、障害者個々の個別事情と関係なく、大田区内在住の身体障害者・知的障害者・視覚障害者全てに対し、一月あたり32時間すなわち1日換算約1時間という一律上限を規定した移動介護要綱を作成し、介護保障を強引に削減・制限した。

障害者が自立生活に必要な不可欠とする様々な社会参加の為の介護保障を人権規制するこの大田区の横暴の問題性を司法の場で明らかにすることがこの訴訟の目的である。

「完全参加と平等」の国際障害者年のテーゼを持ち出すまでもなく、今日障害者福祉の基本原則が障害者の社会参加権の保障にあることは言うまでもなく、障害者福祉において実現すべき最も重要な基本的価値である。

被告大田区は本件移動介護規制の正当化根拠として、障害者の余暇活動イコール社会参加時間は、一般区民すなわち健常者の週末の余暇活動時間と同等の価値であるからと弁明してきた。このことは度重なる交渉の席上、被告の公文書回答、区議会答弁等において明らかにされている事実である。

被告が強行した今回の人権規制は障害者の人権保障・社会福祉の最も基本的理念を侵し、その判断基準の根本を誤った違法な政策といわざるを得ない。

原告鈴木は、単に自分一人が助かればよいという気持ちでなく、大田区内の全ての障害者、区民、ひいては全国の障害者の介護保障・権利保障のためにこの裁判を起こすことを決意した。

すなわちこの裁判の目的は原告の個別救済はもとより、被告の不当極まる障害者福祉政策を糾し、もって全ての障害者の公的介護保障権の重要性が司法の場で確認されることを求めるものである。

### 裁判官の構成 <敬称略>

第1回期日から第3回期日まで変動あり。

第4回期日(同年5月12日)は次のとおり。

裁判長 杉原則彦 右陪席裁判官 鈴木正紀 左陪席裁判官 松下貴彦

原告側 原告鈴木敬治 原告訴訟代理人弁護士藤岡毅

被告側 被告大田区の指定代理人として次の4名

いずれも「特別区人事・厚生事務組合法務部」(千代田区飯田橋3丁目5番1号)所属  
河合由紀男 (参事)(主任代理人)  
岩田 実 (主査)  
松井 克之  
池 一彦

なお、上記4名は、いずれも「大田区事務吏員」との肩書きが付されている。

## 第1回 口頭弁論

2005年11月10日 午後1時30分～午後2時 東京地方裁判所708号法廷

**埋め尽くされた傍聴席 — 鈴木さん(原告本人)が、自らの口で意見陳述を行った！**

**大田区側は矛盾と二枚舌**

区議会答弁では「32時間上限の権利規制根拠は要綱」、

裁判では「要綱は、国民の法律(権利・義務)関係とは無関係」???

第1回口頭弁論では、まず原告代理人から訴状陳述、被告代理人から答弁書陳述があり、続いて原告本人による意見陳述(別紙)、さらに、原告訴訟代理人から提訴の趣旨説明(別紙)が行われた。

被告の答弁は内容にはほとんど触れていない代物。

通常の訴訟指揮では5～10分程度の書類確認で終わることもあるようだが、今回は鈴木さん本人の口から意見陳述がされ、代理人からの趣旨説明を読み上げる時間も10分以上取られた。藤岡弁護士の話では、『原告本人からの意見陳述の機会が(尋問期日とは別に)第1回口頭弁論期日で認められる民事裁判例は珍しい』ということだった。

脳性まひによる言語障害を持つ原告鈴木さんにとって、緊張を強いられる裁判所での公開法廷でコメントを読み上げること自体、たいへんなことだったと思うが、傍聴席を埋め尽くした一人ひとりの思いに重なったとともに、原告自身による言葉の重みは、必ずや裁判官の心に響いたと思う。

代理人の藤岡弁護士は、最後に次の言葉を加えた。

「今回、原告の介護人は『原告の手足である』ので傍聴券の枚数にカウントしないというお取扱いをされた裁判長に深く感謝申し上げます。

介護人が障害者の手足であるという視点はたいへん大切なものです。

大田区で言えば、例えば視覚障害者の人はすでに支援費制度の30年くらい前からガイドヘルパーという手足を使って社会参加をし、人間らしい生き方をしてきたわけです。

しかし、今回の被告大田区の措置は、まさに視覚障害者から白杖・ガイドヘルパーを奪い、身体障害者から車椅子を奪うに等しいものであり、それくらい非道な振る舞いを被告大田区がしたんだという思いがしております。そういう非人間的な社会でいいのであろうかということを、みんなで考えていきたいと思います。」

また、訴訟手続きの進行について、裁判長から原告代理人に対し、次回までに「要綱は国民の権利関係・法律関係とは直接関係のないものである以上、要綱の違法確認を求める訴えの利益はない。」との被告側答弁に対する反論が求められた。

原告代理人は、次の意見を述べた。

- ・ 原告側が「要綱に基づく権利規制は法治主義に反する」と主張していることに対して、被告は「要綱は国民の法律関係と無関係」と答弁。では移動介護を32時間にした理由・根拠は何なのか？
- ・ 被告は今まで「なぜ、32時間にしたのか、できたのか」の理由、中身を何一つ述べていない。
- ・ したがって、次回までに32時間の正当化根拠を被告側が論証するのが先である。

要するに被告大田区は、交渉や区議会答弁において「32時間上限の根拠は要綱である」と明言し、実際に要綱による権利制限をしておきながら、裁判では「要綱は区民の法律関係(=権利・義務)と全く無関係」であるから違法か否かは問えない、とまったく相反することを言っただけになるのだ。大田区はすでに裁判の冒頭から自己矛盾と大混乱を露にしている。

裁判長からは上記主張を受け入れ、「では、まずは被告側に次回までにその点を明らかにしてもらい、その後で原告側が再反論してもらうこととする。次回前までに被告は準備書面を提出して被告側の主張の中身を明らかにすること。」との訴訟指揮があり、第1回口頭弁論を終了した。

## 第 2 回 口頭弁論

2006年1月20日 午後1時30分～午後2時 前回と同じ708号法廷

### 被告大田区 最も重要な証拠を「誤って廃棄」!

#### 被告側保有資料を巡って白熱の攻防

月32時間の算出根拠に、唐突に「総務省統計局が作成した統計資料の中の注意書き」

第2回口頭弁論は、被告代理人による陳述(平成18年1月11日付被告準備書面)と裁判官による証拠取調べがあった。

被告側の主張では、(移動介護量上限)月32時間の正当化根拠について、移動介護要綱制定時からそれまで2年半以上の間、区議会答弁においても一度も口に出したことがない「総務省統計局のホームページに載っていた一般的統計資料の中の小さな注意書き」を根拠に算出した旨の主張を出してきた。ここへ来ていろいろ探し回り、むりやりこじつけて飛びついた、という感じを認めない。

もし、この主張が本当ならば、一連の区議会での答弁は虚偽答弁だったことを意味する。

区議会向け答弁と、裁判所向け答弁とどちらか本当の答弁なのであろうか。

前回の、移動介護要綱は区民の権利と何ら関係がないという答弁も区議会答弁と明らかに齟齬がある。

議会答弁が正しければ裁判所での答弁は誤りとなり、裁判所での答弁が正しければ議会は大田区保健福祉部により軽視されていたことを意味する。

裁判長からは「これで被告側の主張はいったん終了、あとは原告の反論という順序でよろしいですか。」と問いかけがあり、被告代理人から「はい。そのとおりで結構です。」との答えがあった。

加えて、裁判長から被告側に「請求の趣旨訂正後のものに対する答弁」、原告側に「被告の今回の主張に対する認否、要綱違法確認訴訟の却下答弁に対する反論」を用意するよう指揮があった。

ここで原告代理人が発言を求め、以下のような指摘をした。

被告準備書面において、被告は、124時間から32時間に削減処分した根拠について次のとおり主張している。

「平成16年3月29日、その前の平成15年12月2日、16年1月9日、1月13日、1月27日、3月2日の5回(計6回)行なわれた勘案事項調査の結果を踏まえ、移動介護要綱6条2号アの規定を適用して、移動介護32時間の本件第1処分を行なった。」

すると、処分の根拠となったその6回の勘案事項調査の結果が記載された書面が重要になる。中でも一番重要なのは平成16年3月29日の勘案事項調査結果。ところが、さきほど提出された乙1～23の証拠の中で一番重要なはずの、平成16年3月29日の勘案事項調査結果が記録された乙第20号証だけが何故か写し(コピー)である。被告は、これがなぜ「原本」でないのか説明してもらいたい。

下記は、それに対するやり取り。

[被告代理人]

「手違いで原本を誤って廃棄してしまいました。」!?

[原告代理人]

「これはたいへん重要な点ですよ。何時それが判ったのですか。」

[被告代理人]

「この訴訟が始まって資料を準備しているときに、この原本がミスで廃棄されたことが判明しました。」

なんと、係争中の案件の最も重要な証拠となる原本を「誤って廃棄」、原本に替わってこの部分のみ「コピー」が提出されていた！

これに関し、続けて原告代理人から指摘と意見を述べた。

- ・平成16年3月中旬ころから約2年間にわたり、この処分の正当性の問題を巡って連日のように行政と原告側は交渉を続けてきた。4月からは弁護士である私も交渉参加している。そんな状況のなかで一番大切な処分の根拠となった行政文書を失くしてしまうなどということは通常在り得ない。
- ・乙第20号証第5項[外出に関する支援]には、まず[外出の援助の必要性がある理由]として、「脳性まひに起因する両上肢の移動機能障害1級に加え、言語機能にも障害を有するものである。移動手段は車いすのみであり、コミュニケーション支援も必要とするため、外出に関する支援は必要不可欠である。」と記載されており、これは内容も問題なく、筆跡もその上と同じ。  
しかし、その下にある、目的、場所、必要時間、必要回数、合計時間、算定時間、備考とある、外出の算定時間一覧が不自然に空白。そして、ただ、社会参加32時間、とだけしかない。しかもその筆跡は上記と異なっている。はっきりこの部分だけ浮き上がるように不自然である。

この指摘に対して被告代理人から「移動介護要綱に反対する原告が外出に関する勘案事項調査に協力拒否したから3月29日調査のここが空欄なのです。」という回答があり、原告代理人がさらに指摘と証拠の再提出を求める弁論を行った。

- ・それは違う。3月29日調査の乙第20号証には、「3/2(3月2日)と同じにした。」とある。  
3月29日の聴き取り票は基本的に3月2日と同一のはず。3月2日に原告が外出してどのような活動をしているかということは必ず聴き取り調査されている。それが3月29日の記録に記載されていないわけがない。
- ・15年12月2日付、16年1月9日付、1月13日付、1月27日付、3月2日付、3月29日付、の勘案事項調査票、勘案事項整理票、聴き取り票の一切を提出するよう求める。  
乙第20号証として提出されたものについては、「5 外出に関する支援の欄」が改竄される前のものを提出するよう求める。  
これをうけ、裁判長から、1 乙第20号証が写ししかない理由 2 原告から求められている書類 について2月20日までに提出と回答をする旨強い訴訟指揮があった。  
本件の移動介護激減処分の根拠となっているはずの調査書を「誤って廃棄してしまった」には傍聴人一同(大田区の大須賀氏、小泉氏を除く)呆れ失笑した。  
公文書の改竄など絶対に許されないことだが、どうか大田区役所の良心ある職員の方には、この訴訟にて真相を明らかにしていただきたい。  
今回陳述された被告準備書面(1)で被告大田区は、必要不可欠な外出を認定できなかったのは、客観的資料の提出に協力しない原告のせいだと責任転嫁し、議論の本質をすりかえようとしている。  
重度身体障害者に対して支援費支給のための客観的資料提出を要件として特段の事情の立証を強いる制度の前提自体おかしいという感覚はないのであろうか。  
移動介護支援費上限月32時間要綱の正当性については、この2年間の交渉や議会答弁で一度も主張したことのない、総務省統計局が作成した統計資料の意味不明の細かい注意書きを根拠とするなど人権規制の根拠の説明として陳腐この上ない。

平成18年2月21日 裁判所の命に従い、被告が証拠提出。

上記の裁判長の命により被告大田区が平成18年2月21日に提出を余儀なくされた平成15年3月2日付調査書には、案の定、原告の移動の具体的な活動内容がちゃんと記載されていた。そして、必要外出時間が月合計129時間57分と認定されていた！

ここにおいて、訴訟の結論は誰の目にも明らかとなった。

### 第3回口頭弁論

2006年3月24日 午後2時00分～午後2時25分 前回と同じ708号法廷  
主任裁判官に交代があった。

**原告側が被告主張を完膚なきまでに粉碎。**

**裁判長 「被告は反論できないならば反論できないと言っていただければいいこと」  
裁判長から被告に対し、再三反論不足の注意！**

今回は、平成18年3月24日付原告準備書面(1)により、被告側の主張である平成18年1月11日付被告準備書面に対して、66頁にわたる完全なる反論が展開され、被告側主張は完膚なきまでに論破された。

裁判長から特に、「原告準備書面(1)でも訴状27頁でも指摘されているが、「被告の要綱は東京都と厚生労働省の見解に違反している」との指摘に対して、何ら反論がなされていない、この点の反論を被告側は用意すること。それ以外にも原告の指摘する違法事由に関して反論が出来ていない。よく検討して逐一反論を出すこと、これらに反論するか否かを含めて次回までに書いてくること、」との訴訟指揮があった。

ここで、原告代理人が意見を述べた。

「本件は昨年8月に提訴され、第1回期日の11月10日に出た被告答弁は何ら中身の無いものでした。そして、第1回期日の際、被告は「訴状で指摘されている論点が多岐にわたり、全てに対して反論するので次回まで2ヶ月時間を下さい。」と主張し、当方はそれを受け容れました。

本来ならば、行政庁は行政処分を下したその時点で処分の合法性の説明が出来なければならない。しかも、本件では、訴訟に至る前に弁護士である私から処分の違法事由を書面により指摘されています。訴訟で指摘している違法事由はほとんどすべて裁判開始前から弁護士が書面や交渉の席で指摘していることです。それにも関わらず、当方は被告に反論のために1月20日までという2ヶ月10日間もの期間を許した経緯があります。その上でまた2ヶ月経過しています。

しかも、前回1月期日、被告は、裁判長から、「これで反論は全てですか」と問われて、被告代理人は「これで主張は全てです」と答えたものです。それは弁論調書にも記載されているはずですが。

これだけ長い時間をかけて当方の指摘に答えられない以上、これは原告の主張に対して「反論不能である」と評価されるべきです。既に議論の応酬は尽きています。結審に向けて進めて下さい。」

被告代理人からは「前回は、反論はこれでいいかなと思いましたが、今回裁判所から指摘受けましたので更に反論したいと思います。」とあり、裁判長から「裁判所としても、十分に被告に反論の機会を与えた、十分言わせたということで結審するのが本件では妥当と考えています。事件が事件ですので、判決の内容によっては社会に与える影響が大きいものになりますので、被告の反論を十分に聞いた上で裁判所の判断を下したということにしたいと思います。」とコメントがあった。

裁判長からは、「反論できないならば反論出来ない与被告にはっきり言っていただければいいことだと思います。」と被告は言われる有り様だった。

#### 第4回 口頭弁論

2006年5月12日 午後1時30分～午後1時45分 前回と同じ708号法廷  
裁判官の構成が替わった。民事第38部(行政部)の総括裁判官が新しく赴任した裁判官に替わり、鈴木訴訟担当の裁判長も新しい部長が担当することになった。

**被告準備書面(4)は 時間稼ぎの全く中身なし**

**「裁判所としても本件を重要な事件であると考えております。」**  
新裁判長から被告にあらためて補充が求められた。証人の申請もおこなわれた。

この日は、被告側から平成18年5月2日付被告準備書面(4)提出。

しかし、この中身は空っぽで、反論の体裁さえなしていないことは誰の目にも明らかだった。

原告側から、有馬秀雄陳述書、原告陳述書の提出と裁判官による証拠取調べがあった。

原告陳述書は、原告が自分の考えを自分の言葉で書き上げた長大なもので、地域で自立生活をする重度障害者の生の声を綴った内容である。

次に原告側から証人の申請が行われた。証人等の対象は、**原告本人 岩田美恵子**(大田区保健福祉部前障害福祉課長) **大須賀浩**(大田区北地域行政センター 地域福祉課)。

また、被告側からも岩田課長と大須賀職員の2名の証人が申請予定であるとの表明があった。

今回裁判長が替わり、新裁判長から、自立支援法制定と身体障害者福祉法改正により具体的に法制度が今どうなっているのか等について被告側が主張することが求められた。

さらに被告に対し、要綱の作成過程を詳しく主張するよう指揮があり、「他の区でも要綱はあるのですか？」という裁判長の質問に対し、被告代理人らは4人で顔を見合わせながら「よくわかりません。」という極めてお粗末な答弁だった。裁判長から「その点も調査してください。」との念押しがあった。

最後に原告代理人が、新しい裁判長に対し、今までの裁判の流れを踏まえて意見を述べた。

**「まず基本的に、鈴木さん及び大田区で多数の障害者について2年にわたって人権侵害状態が続いています。1日も一刻も早い人権救済を求めています。」**

われわれは平成16年4月の当初から同じ問題提起をし続けております。行政不服申立てだけでも4回行っております。裁判では昨年9月中旬に被告に訴状が届きましたが1回目の11月の答弁は全く中身がなく、今年の1月11日までに被告が反論するように裁判所から指示され、その1月に出された書面で被告の主張は終わるはずでした。

ところが前回期日に裁判長から「もう1度だけ被告に弁明の機会を与えましょう」ということで今回の期日を迎えました。今回が最後の最後ということで本日の被告準備書面(4)が出され、人証申請も双方今日までに行なう約束でした。議論も尽くされ、もう結審して判決でいい旨前回も申し上げました。

自立支援法の4月施行がありますが、現在、内容としては3月以前の支援費の支給内容がそのまま維持されています。この判決の与える影響等考えると自立支援法本格施行の10月1日までに判決をいただきたいと思えます。いままで十分被告大田区側に対して、**反論するならしてくれよと裁判所から何度も被告は言われ続けてきたものです。**これ以上、被告に時間を与える必要があるのか疑問です。新しい点は、4月からの法改正という点に絞り、早期の結審に向けて動いて頂きたいと思えます。」

裁判長はこれに対し、「わかりました。**裁判所としても本件を重要な事件であると考えております。ですからこそ、双方からきちっとした主張をしていただき、しっかりした判断をしたい、そう考えております。**」と述べ、被告に対し、主張の補充を求めた。

次回期日は、6月23日(金)午後2時から。被告側が6月16日までに今度こそ最後の最後の最後の反論の準備書面、人証申請書、証人の陳述書を提出することとなった。